



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(23)

目 次

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ... 1

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第39号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「人事課及び新行財政システム推進課」を「総務課及び改革推進課」に、「人事課長」を「総務課長」に、「消防防災課」を「総合防災課」に、「文化環境部」を「文化環境部の文化振興課及び女性青少年政策室にあつては文化振興課長、文化環境部」に、「商業振興課」を「商業経済交流課」に改める。

第6条第1項中「人事課」を「総務課」に、「新行財政システム推進課」を「改革推進課」に、「消防防災課」を「総合防災課」に、「文化環境部」を「文化環境部の文化振興課及び女性青少年政策室にあつては文化振興課の課長補佐、文化環境部」に、「商業振興課」を「商業経済交流課」に改める。

第52条第2項第2号を次のように改める。

(2) 総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。) 農業総合研究センター、農業総合研究センターの試験場、農業総合研究センターの試験場の支場及び農業大学校 財産収入のうち生産物売払収入

第52条第2項第3号中「日本体育・学校健康センター共済掛金」を「日本スポーツ振興センター共済掛金」に改める。

第125条第3項第4号イを次のように改める。

イ 登記事項証明書

第201条第3号中「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部総務課に置かれるものに限る。) 審査専門員、審査主査及び審査出納主査」を「室長補佐(村山総合支庁総務企画部総務課に置かれるものに限る。) 出納専門員(最上総合支庁総務企画部総務課、置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課に置かれるものに限る。) 及び審査出納主査(置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課に置かれるものを除く。)」に、「村山総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部総務課に置かれるものを除く」を「村山総合支庁総務企画部の西村山総務課及び北村山総務課並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に置かれるものに限る」に、「課長補佐、」を「調整主幹、課長補佐、」に、「産業経済総務課長」を「産業企画課長」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「審査係長」を「審査係長 主査(審査を担当するものに限る。)」に改め、

同表第2項組織の区分の欄中「人事課」を「総務課」に、「新行財政システム推進課」を「改革推進課」に、「消防防災課」を「総合防災課」に、「文化環境部」を「文化環境部の文化振興課及び女性青少年政策室にあつては文化振興課、文化環境部」に、「商業振興課」を「商業経済交流課」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第2号中「総務部新行財政システム推進課」を「総務部改革推進課」に、「総務部人事課」を「総務部総務課」に改め、同表第3項出納員として指定する職の欄を次のように改める。

出納室長
 出納専門員(村山総合支庁総務企画部の西村山総務課及び北村山総務課並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に限る。)
 室長補佐(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)
 出納専門員(最上総合支庁総務企画部総務課、置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課に限る。)
 審査出納主査(置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課を除く。)

別表第1第3項出納員に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁産業経済部産業経済総務課」を「村山総合支庁産業経済部産業企画課」に、「村山総合支庁産業経済部農業普及課」を「村山総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室を除く。)」に、「村山総合支庁産業経済部西村山農業普及課」を「村山総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。)」に、「村山総合支庁産業経済部北村山農業普及課」を「村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課」に、「置賜総合支庁産業経済部産業経済総務課」を「置賜総合支庁産業経済部産業企画課」に、「置賜総合支庁産業経済部西置賜農業普及課」を「置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課」に改め、同欄第2号中「福祉相談センター 総合療育訓練センター 消費生活センター 県民会館 消費生活センター」を「消費生活センター 県民会館」に、「保健医療大学 保健医療大学」を「福祉相談センター 総合療育訓練センター」に、「農業試験場」を「農業総合研究センター」に、「園芸試験場」を「農業総合研究センター農業生産技術試験場」に、「農業研究研修センター」を「農業総合研究センター畜産試験場」に、「置賜総合支庁産業経済部産地研究課」を「置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課」に、「庄内総合支庁産業経済部農業普及課」を「庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課」に、「庄内総合支庁産業経済部酒田農業普及課」を「庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課」に、「庄内児童相談所 消防学校」を「消防学校 知的障害者更生相談所庄内支所 鶴岡乳児院 鶴岡乳児院 総合療育訓練センター庄内支所 鳥海学園 鳥海学園 知的障害者更生相談所庄内支所」に、「農業試験場庄内支場 病害虫防除所庄内支所 砂丘地農業試験場 養豚試験場 水産試験場」に、「水産試験場 農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場 農業総合研究センター畜産試験場養豚支場 病害虫防除所庄内支所」に改め、同表第4項出納員として指定する職の欄中「産業経済総務課長」を「産業企画課長」に、「西置賜総務建築課長」を「西置賜総務建築課長」に、「西村山総務建築課」を「農業技術普及課産地研究室室長補佐(置賜総合支庁及び庄内総合支庁を除く。)」に、「西村山総務建築課」を「村山総合支庁産業経済部産業企画課にあつては調整主幹、西村山総務建築課及び北村山総務建築課に」に改め、「北村山総務建築課及び」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「課」を「課(室長補佐にあつては、室長補佐が所属する室)」に、

「(産業経済部産業経済総務課長)を(産業経済部産業企画課長)に、「産業経済部農業普及課(」を「産業経済部農業技術普及課(村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、」に、「産業経済部家畜保健衛生課(最上総合支庁に限る。)」を「産業経済部家畜保健衛生課(最上総合支庁に限る。)(産業経済部農業技術普及課産地研究室室長補佐)に、「村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(置賜総合支庁及び庄内総合支庁を除く。)」に、「村山総合支庁産業経済部西村山農業普及課」を「村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課」に、「村山総合支庁産業経済部北村山農業普及課」を「村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課」に、「置賜総合支庁産業経済部西置賜農業普及課」を「置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課」に改め、同表第7項中

置賜総合支庁産業経済部農業普及課	課長補佐	を	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 総務専門員	に、
置賜総合支庁産業経済部産地研究課	総務専門員				

庄内総合支庁産業経済部農業普及課	課長補佐	を	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 室長補佐	に、
庄内総合支庁産業経済部酒田農業普及課	課長補佐		庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課	課長補佐	

農業試験場	総務課長	を	農業総合研究センター	総務課長	に、
農業試験場庄内支場	総務課長		農業総合研究センター農業生産技術試験場	総務課長	
砂丘地農業試験場	総務課長		農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場	総務課長	
園芸試験場	総務課長		農業総合研究センター畜産試験場	総務課長	
養豚試験場	総務課長		農業総合研究センター畜産試験場	総務課長	
農業研究研修センター	庶務係長		農業総合研究センター畜産試験場	総務課長	
農業大学校	庶務係長		農業総合研究センター畜産試験場	総務専門員	

究センター
畜産試験場
養豚支場
農業大学校
総務主査

「 楯岡高等学 校 事務長	を	「 楯岡高等学 校 上席の主事	に、	「 置賜農業高 等学校 総務専門員	を
				南陽高等学 校 主査	
				高畠高等学 校 上席の主事	

「 置賜農業高 等学校 総務主査	に、	「 庄内農業高 等学校 事務次長	を	「 庄内農業高 等学校 主査	に、
南陽高等学 校 上席の主査					
高畠高等学 校 主査					

「 鶴岡養護学 校 総務主査	を	「 鶴岡養護学 校 主査	に、	「 上山高等養 護学校 主査	を
-------------------	---	-----------------	----	-------------------	---

「 上山高等養 護学校 主事	に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「当該公所」を「当該公所(置賜
-------------------	---------------------------------------

総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室を除く。)、置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課の総務専門員にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。)、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室を除く。)、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の室長補佐にあつては庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。))に改める。

別記様式第135号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。